

町立小中学校における休校等の基準について【令和4年9月1日時点】

状況	基準	対応
児童・生徒の陽性が判明	【学級閉鎖】 ○以下のいずれかの状況に該当し、かつ学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。 ①同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合 ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③その他、町教育委員会で必要と判断した場合 ※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。 【学年閉鎖】 ○複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。 【学校全体の臨時休業】 ○複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。	【学級閉鎖】 5日間程度 【学年閉鎖】 その都度判断 【学校全体の臨時休業】 その都度判断
教職員の陽性が判明	※陽性となった教職員の「感染可能期間」の出勤状況を確認し、児童・生徒の対応に準ずる。	

上記の対応は目安であり、必要に応じて乙訓保健所と協議の上、速やかに対応を決定します。

上記の対応により、教職員数が不足し、運営が不可能となった場合には、一定期間、学級もしくは学年閉鎖または臨時休校とする場合があります。